定　　款

社会福祉法人ななくさ

社会福祉法人ななくさ 定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

（介護保険法に基づく施設サービス事業）

（２）第２種社会福祉事業

（イ）　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の経営

（ロ）　障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業の経営

（ハ）　老人短期入所事業

（介護保険法に基づく短期入所生活介護事業）

（介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護事業）

（ニ）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営

（ホ）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人ななくさ という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を埼玉県越谷市七左町六丁目 191 番地１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員２名、外部委員１名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともにこの法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、各年度の総額が 1,080,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第 10 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　事業計画及び収支予算

（６）　定款の変更

（７）　残余財産の処分

（８）　基本財産の処分

（９）　社会福祉充実計画の承認

（10）　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

（11）　解散

（12）　その他評議員会で決議するものとして法令又はその定款で定められた事項

（開催）

第 12 条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 14 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章　役員及び職員

（役員の定数）

第16条　この法人には、次の役員を置く。

（1）　理事　6名以上8名以内

（2）　監事　2名以内

2　理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3　前項の専務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第17条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条　社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が理事総数（現在員）の3分の1を超えて含まれるにことになってはならない。

2　社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、その法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を越える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 20 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 21 条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 22 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 23 条　理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第 24 条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）

第25条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）

第26条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第28条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）土地

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1264 番地 1 所在の多機能型大事業所敷地（1669 平方メートル）

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1258 番地 1、1258 番地 4、1258 番地 5 土地３筆（1696 平方メートル）

埼玉県越谷市七左町六丁目 188 番地 1、189 番地 1、190 番地 1、191 番地 1 土地４筆に所在の特別養護老人ホームえくぼ敷地（3,826.43 平方メートル）

（２）建物

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷字弁天 1264 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

多機能型大谷事業所１棟（940.5 平方メートル）

埼玉県越谷市七左町六丁目 188 番地 1、189 番地 1、190 番地 1、191 番地 1、土地４筆に所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

特別養護老人ホームえくぼ１棟（4,718.35 平方メートル）

(付属建物)鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 ゴミ保管庫 1 棟（10.00 平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 32 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

２　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

３　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係わる担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第34条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の付属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 39 条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章　解散

（解散）

第 40 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 41 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章　定款の変更

（定款の変更）

第 42 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第 9 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 43 条　この法人の公告は、社会福祉法人ななくさの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 44 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	武笠	文吉	理事	矢田部	俊行
理事	野本	幸男	理事	丹下	瑞江
理事	番場	美智子	理事	長島	建夫
理事	松井田	絹代	理事	田辺	幸一
理事	大川	野芙子	理事	昼間	璋平
監事	勝沼	昭一郎	監事	山口	卓雄

附　則

１　この定款は、平成１６年４月２８日から施行する。

２　増員された理事の任期は、平成１７年６月２３日までとする。

附　則

１　この定款は、平成１６年７月８日から施行する。

２　増員された評議員の任期は、平成１７年６月２３日までとする。

附　則

定款は、平成１７年　８月３１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　６月１２日から施行する。

附　則

この定款は、平成２０年　９月１７日から施行する。

附　則

１　この定款は、平成２２年　２月　４日から施行する。

２　増員された理事及び評議員の任期は、平成２３年６月２３日までとする。

附　則

この定款は、平成２６年１２月１０日から施行する。

附　則

この定款は、平成２７年　２月２７日から施行する。

附　則

１　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

２　第５条で定める評議員の人数は、平成２９年　４月　１日から平成３２年　３月３１日までの間は４名以上とする。

附　則

この定款は、令和　５年１０月１６日から施行する。

附　則

この定款は、令和　８年　３月１１日から施行する。

社会福祉法人ななくさ 定款施行細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この定款施行細則は、社会福祉法人ななくさ（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　評議員

（評議員の改選時期）

第２条　評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

（評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料）

第３条　評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

（１）就任承諾書

（２）欠格事由の確認書

（３）履歴書

（４）その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

２　前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

３　第１項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第４条　評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

（評議員の解任の提案をしようとするときの手続）

第５条　評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

２　当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3　聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4　当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第６条　評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

（評議員名簿）

第７条　理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に５年間及び従たる事務所に３年間備え置くものとする。

第３章　評議員会

（報告事項）

第８条　評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

（１）事業報告

（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

（３）その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

（評議員会の招集）

第９条　評議員会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の１週間前までに通知するものとする。

（１）評議員会の日時及び場所

（２）評議員会の目的である事項（議題）

（３）議案の概要

（４）定時評議員会の招集にあっては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告く（会計監査報告を含む）＞

2　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3　前項の規定により召集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

（評議員会の運営）

第10条　評議員会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。

2　評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

3　評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第11条　評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

（１）評議員会の日時及び場所

（２）議事の経過の要領及びその結果

（３）特別の利害関係を有する評議員の氏名

（４）社会福祉法施行規則第２条の１５第３項第４号に規定する監事の意見等

（５）出席した評議員、理事又は監事＜、監事又は会計監査人＞の氏名又は名称

（６）議長の氏名

（７）議事録を作成した者の氏名

２　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

３　作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。

４　議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から１０年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から５年間従たる事務所に備え置くものとする。

（欠席者への報告）

第12条　理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後１４日以内に送付するものとする。

第４章　役員

（役員の改選）

第13条　役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

（役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料）

第14条　評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

（１）就任承諾書

（２）欠格事由等の確認書

（３）履歴書

（４）その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

２　前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。

３　前項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

（中途辞任）

第15条　役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

（役員の解任）

第16条　役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の解任の提案をしようとするときの手続）

第17条　評議員会に役員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

2　当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

3　聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。

4　当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第18条　理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。

（役員名簿）

第19条　理事長は、役員の選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第5章　理事会

（法人の業務執行の決定）

第20条　理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

（1）事業計画、予算

（2）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（3）事業報告、決算

（4）定款の変更

（5）社会福祉施設の許認可関係

（6）施設長等の任免その他重要な人事

（7）基本財産の取得・処分、担保提供等

（８）金銭の借入
（９）法人の運営に関する規則の制定及び変更
（10）施設用財産に関する契約その他主要な契約
（11）寄附金の募集に関する事項
（12）合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
（13）新たな事業の経営又は受託
（14）社会福祉充実計画の策定
（15）評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
（16）その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に
に関する事項

（報告事項）
第21条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。
（１）理事長及び業務執行理事の職務の執行の状況
（２）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
（３）その他役員から報告を求められた事項

（理事会の招集）
第22条　理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の１週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。
（１）理事会の日時及び場所
（２）議題
２　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
３　前項の規定により召集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

（理事会の運営）
第23条　理事会に議長を置き、議長はその都度選任するものとする。
２　理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。
３　理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）
第24条　理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。
（１）理事会の日時及び場所
（２）社会福祉法施行規則第２条の１７第３項第２号に定める方法で招集されたときは、その旨

（３）議事の経過の要領及びその結果
（４）特別の利害関係を有する理事の氏名
（５）社会福祉法施行規則第２条の１７第３項第５号に規定する意見又は発言の概要
（６）出席した理事及び監事の氏名
（７）議長の氏名
（８）議事録を作成した理事の氏名

２　議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

３　作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。

４　議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から５年間従たる事務所に備え置くものとする。

（欠席者への報告）

第25条　理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面
を理事会終了後１４日以内に送付するものとする。

第６章　決算・監査

（資料の作成）

第26条　理事長は、会計年度終了後１月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

（監事の監査）

第27条　監事は、前条の資料を受領した日から４週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

（監査報告の内容）

第28条　前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

（１）監査の日時及び場所
（２）監査の方法及びその内容
（３）計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
（４）追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
（５）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

（６）理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

（７）監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

（８）社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

（９）監査報告を作成した日

（備え置き）

第29条　第２６条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の２週間前の日から５年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の２週間前の日から３年間従たる事務所に備え置くものとする。

（評議員への提供）

第30条　理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

第７章　事務の専決

（事務の専決）

第31条　定款第２７条の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表１のとおりとする。

２　理事長が専決することのできる事項については、その一部を定款１９条第２項に定める業務執行理事たる専務理事（以下、専務理事という。）の専決事項及び事業部長、施設長の専決事項とすることができる。

３　第１項に規定する専決事項であっても次の事項に該当する場合は専決することができない。

（１）法人の運営に重大な影響がある場合。

（２）紛議論争があったとき、又は処理の結果紛議論争を生じるおそれがあるとき。

（３）前号にあげるもののほか、特に理事会において事案を事前に了知しておく必要があるとき。

４　代決（理事長又は専決者が不在のとき、又は事故あるとき、若しくは欠けたときに一時的にそれらの者に代わり意思決定すること）は次の区分により行うものとする。

（１）理事長が不在のときは、専務理事がその事務を代決する。

（２）専務理事が不在のときは、事業部長がその事務を代決する。

（３）事業部長が不在のときは、施設長がその事務を代決する。

（４）施設長が不在のときは、事務長がその事務を代決する。

5　代決者は、事の重大又は異例に属する事項については代決することができない。ただし、あらかじめ指示を受けたとき、又は特に緊急を要するものについてはこの限りではない。

6　代決者は、代決した事項について、速やかに後閲の手続きをしなければならない。ただし、軽易な事項についてはこの限りではない。

（専決の報告）

第３２条　理事長、専務理事又は事業部長、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長及び専務理事の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

2　専務理事又は事業部長、施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

附　則

この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

この細則は、令和６年８月１日から施行する

＜別表１＞

１．理事長専決事項

施設長の任免、その他重要な人事を除く職員（臨時職員を除く）の任免に関すること
職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
債権の免除・効力の変更のうち当該処分が法人に有利であると認められるもの。　その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。　但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。　なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
設備資金の借入れに係わる契約であって予算の範囲内のもの。　なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること（「予定価格が１件 500 万円を超え 1000 万円未満の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が１件 300 万円を超え 500 万円以下の食料品・物品等の買入れに係わる契約事務」）
建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること（「契約額が１件 500 万円を超え 1000 万円未満の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が１件 300 万円を超え 500 万円以下の食料品・物品等の買入れに係わる契約の締結」）　なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。　但し軽微なものに限る。
基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない１件 500 万円以下のもの。　但し、法人運営にお重大な影響があるものを除く。　なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
運用財産（土地、建物及び補修事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が　１件 500 万円未満のものの処分に関すること。　但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
予算上の予備費の支出
入居者・利用者の日常の処遇に関すること
入居者の預かり金の日常の管理に関すること
寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
職員の昇級・昇格に関すること
各種証明書の交付に関すること（定例及び軽微な事項は除く）
行政官庁からの照会に関すること（定例及び軽微な事項は除く）
その他専決事項一覧に定める専決事項

２．専務理事専決事項

施設長の任免、その他重要な人事を除く職員（臨時職員を除く）の任免に関すること
職員の日常の労務管理・福利厚生の関すること
債権の免除・効力の変更のうち当該処分が法人に有利であると認められるもの。　その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。　但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。　なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
設備資金の借入れに係わる契約であって予算の範囲内のもの。　なお、当該契約について本部長理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
建設工事請負や物品納入等の契約事務に関すること（「予定価格が１件 100 万円を超え 500 万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が１件 100 万円を超え 300 万円以下の食料品・物品等の買入れに係わる契約事務」）
建設工事請負や物品納入等の契約締結に関すること（「契約額が１件 100 万円を超え 500 万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が１件 100 万円を超え 300 万円以下の食料品・物品等の買入れに係わる契約の締結」） なお、当該契約について本部長理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。　但し軽微なものに限る
基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない１件 300 万円以下のもの。　但し、法人運営にお重大な影響があるものを除く。　なお、当該処分について本部長理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
運用財産（土地、建物及び補修事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が　１件 300 万円未満のものの処分に関すること。　但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について本部長理事個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること
予算上の予備費の支出
入居者・利用者の日常の処遇に関すること
入居者の預かり金の日常の管理に関すること
寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
施設長の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
職員の昇級・昇格に関すること
各種証明書の交付に関すること（定例及び軽微な事項は除く）
行政官庁からの照会に関すること（定例及び軽微な事項は除く）
理事長印（乙）の押印の承認
その他専決事項一覧に定める専決事項

３．施設長専決事項

所属職員の職務分担の決定
所属職員の勤務の割振り及び変更の命令
所属職員の時間外命令及び休日勤務命令
所属職員の職務に専念する義務の免除、療養休暇、特別休暇、子の看護休暇及び介護休暇の受理又は承認
所属職員の母性健康管理措置の承認
所属職員の年次休暇の承認又は時季変更の決定
所属職員の育児休業、介護休業及び育児又は介護短時間勤務の受理
所属職員の休日勤務及び夜間勤務の命令
所属職員の旅行命令及び復命の受理
所属職員の服務に関する書届の受理
所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当、及び単身赴任者手当に係わる確認及び決定
担当施設の入居者、利用者に係わる個人情報の外部持ち出しの承認
所属職員の公用車運転及び運行管理報告の受理
担当施設に係わる施設長印の押印承認
担当施設に係わる日用品購入の予算の承認
担当施設に係わる事業費の予算の執行
担当施設に係わる 100 万円未満の建物修繕の予算の執行
担当施設に係わる 1 件の金額 100 万円未満の予算の執行（工事及び建物修繕に係わるものを除く）
担当施設に係わる小口現金の支出命令
担当施設に係わる寄附金品の受け入れの承認
担当施設に係わる契約職員の任免
担当施設に係わる短期入所の受入れの決定
担当施設に係わる運営計画の決定及び事業の実施
担当施設に係わる実習生及びボランティアの受入れの許可
担当施設に係わる関係機関との連絡調整
担当施設の利用者に係わるマイナンバーの受領、提供、保管及び引き渡しの承認
その他定例又は軽易な事項
その他専決事項一覧に定める専決事項

４．事業部長専決事項

法人本部事務局職員の職務分担の決定
法人本部事務局職員の勤務の割振り及び変更の命令
法人本部事務局職員の時間外命令及び休日勤務命令
法人本部事務局職員の休日勤務及び夜間勤務の命令
法人本部事務局職員の旅行命令及び復命の受理
法人本部事務局職員の服務に関する書届の受理
法人本部に係わる１件の金額 20 万円未満の予算の執行（工事及び建物の修繕に係わるものを除く）
法人本部に係わる寄附金品の受け入れの承認
法人本部に係わる契約職員の任免
各施設との連絡調整
職員のマイナンバーの収集
その他専決事項一覧に定める専決事項

その他専決事項一覧

事案＼専決者			理事長	専務理事	事業部長 施設長	備考
			専決事項	専決事項	専決事項	
法人一般・人事に関する事案	1	法人業務の基礎的事項に関すること	○			法人運営に重大な影響があるものを除く
	2	理事会・評議員会の招集及び議案の提出に関すること(法令及び定款に定める理事長以外の招集者が行う招集を除く)	○			
	3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○	(○)		
	4	予算案の編成及び決算の調整に関すること	○	(○)		
	5	予算の流用、予備費の計上及び支出	○	(○)		経理規定参照
	6	統括会計責任者の任命に関すること	○			
	7	会計責任者（予算管理責任者）の任命に関すること	○			出納職員含む
	8	法人業務に係わる損害保険に関すること	○	(○)		
	9	公示、広告に関すること	○	(○)		
	10	寄附の募集事務及び受領に関すること	○	(○)		
	11	訴訟に関すること	○	(○)	(○)	法人運営に重大な影響があるものを除く
	12	法人の組織及び権限に関すること		○	(○)	法人事務局で作成し承認を得る
	13	債権の免除・効力の変更に関すること	○	(○)		1件10万円以下又は年間50万円以下
	14	施設長及び事務長等重要な人事に関すること	○	(○)		
	15	上記14以外の人事に関すること		○	(○)	
	16	職員の採用及び配置に関すること	○	(○)	(○)	
	17	職員の初任給に関すること	○	○	(○)	給与規定準拠
	18	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること			○	
	19	時間外勤務命令及び出張命令に関すること			○	
	20	休職、復職、退職、育児、介護休業等に関すること		○	○	
	21	職員の表彰、制裁、解雇に係わること	○			
	22	職員の人事記録及び身分証明に関すること		○	(○)	
	23	職員の研修に関すること			(○)	
	24	職員の健康診断の実施に関すること			○	
	25	被服貸与等に関すること			○	

法人一般・人事に関する事案	26	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること			○	
	27	有期契約職員の採用に関すること		○	(○)	
	28	入居者、利用者の入所判定基準の策定及び利用決定			○	
	29	運営規程、重要事項説明書、利用計画書に関すること			○	
	30	入居者及び利用者の処遇に関すること			○	
	31	入居者の預かり金等の日常の管理に関すること			○	
	32	薬品、給食材料の処分に関すること			○	
	33	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任		○	(○)	
	34	自動車の運行管理に関すること			○	
	35	証明書に関すること			○	
	36	金融機関を指定すること	○	(○)		
	37	その他法人一般・人事等に関すること		○	軽易なもの○	
収入事案	38	介護報酬・自立支援費給付費・運営費・措置費等の収入に関すること		○		
	39	過誤納金の充当又は還付に関すること		○		
	40	繰越金及び繰入金の収入に関すること	○	(○)		
	41	その他の収入に関すること		(○)		
支出事案	42	理事会で承認された予算の範囲内における出納・契約	○	(○)		経理規定参照
	43	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること			○	
	44	日常的に消費する食材、物品、消耗品等の日々の購入			○	
	45	その他の支出（予算がありかつ契約等の手続きがあるもの）	500万円以下○	300万円以下○	100万円以下○	

備考　1　理事長の専決事項については、理事会に必ず報告するものとする。

2　本表の決定事項と諸規定が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

3　法人の収入及び支出に関する事案のうち、上記専決金額範囲内であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な事項該当がある場合、理事長は専決せず理事会に諮るものとする。

4　請負又は委託については、専決事項該当であっても経理規定に基づき、入札、随意契約等を履行し、金額に応じて理事会に諮る。

5　専決事項であっても（○）該当者との協議事項とする。